

鳥栖市さが暮らしスタート支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市における移住・定住の促進及び地域の担い手不足の解消及び地域課題の解決を図るため、佐賀県外に在住していた者のうち、本市に移住し、就業、起業、事業承継又は空き家の活用等をしようとする者に対し、予算の範囲内において鳥栖市さが暮らしスタート支援金（以下「支援金」という。）を交付することとし、支援金の交付については、佐賀県さが暮らしスタート支援事業補助金交付要綱、佐賀県さが暮らしスタート支援事業実施要領、鳥栖市補助金等交付規則（平成15年規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき住民登録することをいう。
- (2) 事業所等 製造業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業（それぞれ統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に規定するものをいう。）の用に供する施設又は本社機能を有する施設をいう。
- (3) 本社機能 鳥栖市事業所等の立地奨励に関する条例施行規則（平成17年規則第20号）第2条第10号に規定する本社機能をいう。
- (4) 同一世帯 住民票における同一の世帯をいう。

(事業の概要)

第3条 本要綱に定めるさが暮らしスタート支援事業は、佐賀県外から移住して就業、起業、事業承継又は空き家の活用等をしようとする者が、第4条第2項に定める支援金の支給要件を満たす場合に、支援金を給付する事業をいう。ただし、「鳥栖市地方創生移住支援金交付要綱」に基づく移住支援事業の対象となる者及び「事業引継ぎ奨励金交付要領」に基づく「移住加算奨励金」の交付を受ける者は除く。

(支援金の額及び支給要件)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 単身での移住の場合 600,000円
 - (2) 世帯での移住の場合 1,000,000円
- 2 支援金の支給要件は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件とする。
- (1) 単身での移住の場合 支援金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）が、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 転入時の年齢が59歳以下の者であること。
 - イ 別表1の要件を満たすこと。

ウ 別表2の(1)から(8)までの要件のうち、いずれかの要件を満たすこと。

(2) 世帯での移住の場合 申請者が、前号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、別表3の要件を満たすこと。

(交付の申請)

第5条 申請者は、鳥栖市さが暮らしスタート支援金交付申請書(様式第1号)に別表6に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 支援金の申請は、同一世帯において1回限りとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の交付を決定し、その旨を鳥栖市さが暮らしスタート支援金交付決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 支援金の交付決定を受けた申請者は、鳥栖市さが暮らしスタート支援金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(支援金の返還)

第8条 市長は、支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる事項に該当する場合、支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合

ウ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 地域活性化等起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

オ 支援金の申請日から1年以内に承継した事業を廃止した場合

カ 空き家の取得、改修等に係る市町の支援制度の交付決定等を取り消された場合

(2) 半額の返還 支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

附 則

この要綱は、令和4年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月7日から施行し、令和4年度分の支援金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に転入した者に対する支援金の要件の適用については、なお従前の

例による。

附 則

この要綱は、令和5年7月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

この要綱は、令和6年6月7日から施行する。

別表 1

移住等に関する要件

(1)～(3)の全ての要件を満たすこと。

(1) 移住元に関する要件	次に掲げる事項の全てを満たすこと。 ア 住民票を移す直前（注1）の10年間のうち、通算5年以上佐賀県外に居住していたこと。 イ 住民票を移す直前（注1）に連続して1年以上、佐賀県外に居住していたこと。
(2) 移住先に関する要件	次に掲げる事項の全てを満たすこと。 ア 本市内に転入したこと。 イ 令和4年4月1日以降に転入したこと。 ウ 支援金の申請時において、転入後1年以内（注2）であること。 エ 本市に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
(3) その他の要件	次に掲げる事項の全てを満たすこと。 ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 イ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。 ウ 本市の市税を滞納していないこと。 エ 佐賀県及び本市が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

注1：住民票を移す直前に県内の他市町において農林漁業・伝統工芸等の就業前の研修を受けた者については、当該研修受講のために住民票を移す直前のことを指す。

注2：佐賀県外から本市に転入し、農林漁業・伝統工芸等の就業前の研修を受講した者については、転入日は当該研修を受講するために佐賀県外から本市に住民票を移した日とし、転入後の当該研修期間については、申請期間である1年間の算定に含めない。また、別表4に定める「緑の雇用」新規就業者育成推進事業（林業作業士研修対象者）を活用した者については、就業開始日から研修開始日までの期間を、申請期間である1年間の算定に含めない。

別表 2

就業、起業、事業承継、空き家の活用等についての要件

<p>(1) 就職に関する要件</p>	<p>次に掲げる事項の全てを満たすこと。</p> <p>ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>イ 就業先が、佐賀県が「佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領」第5に定める移住支援事業に係る移住支援金の対象として「さがUターンナビ」又は「さがジョブナビ」に掲載している求人であること。</p> <p>ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p> <p>エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、「佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領」第5の2(1)①に示す対象法人に就業していること。</p> <p>オ 上記求人への応募日が、「さがUターンナビ」又は「さがジョブナビ」に上記イの求人が「佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領」第5に定める移住支援事業に係る移住支援金の対象として掲載されている期間中であること。</p> <p>カ 当該法人に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>ク 上記求人への就職日が、令和4年4月1日以降であること。</p>
<p>(2) 起業に関する要件</p>	<p>「佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領」第6に定める地域活性化等起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。</p>
<p>(3) 農林漁業に関する要件</p>	<p>次に掲げる事項の全てを満たすこと。</p> <p>ア 農林漁業に就業した者のうち、別表4に掲げる人材確保支援策又は本市が別に定める人材確保支援策を活用した者であること。</p> <p>イ 令和4年4月1日以降に、県内において農林漁業に就業したこと。</p> <p>ウ 支援金の申請日から5年以上、農林漁業への就業を継続する意思を有していること。</p>
<p>(4) スポーツ振興に関する要件</p>	<p>次に掲げる事項の全てを満たすこと。</p> <p>ア 就業先が、佐賀県が進めるSAGAスポーツピラミッド構想に賛同し、スポーツ選手又はスポーツ指導者を採用する県内の佐賀県S</p>

	<p>S Pアスリートジョブサポエンタリー企業（法人）であること。</p> <p>イ 佐賀県S S Pアスリートジョブサポエンタリー企業（法人）に就業した者のうち、別表4に掲げる人材確保支援策を活用し、当該法人に就業した者であること。</p> <p>ウ 令和4年4月1日以降に、当該法人に就業したこと。</p> <p>エ 当該法人に、支援金の申請日から5年以上継続して勤務し、佐賀県内において、スポーツ選手又はスポーツ指導者として活動する意思を有していること。</p>
(5) 伝統工芸等に関する要件	<p>次に掲げる事項の全てを満たすこと。</p> <p>ア 別表5に掲げる事業者（県内に限る。）に就業した者又は同表に掲げる事業者（県内に限る。）として新たに開業した者であること。</p> <p>イ 令和4年4月1日以降に、当該事業者に就業し、又は当該事業者として開業したこと。</p> <p>ウ 別表5に掲げる製品の担い手として、支援金の申請日から5年以上、就業先に継続して就業し、又は開業した事業を継続する意思を有している（注1）こと。</p> <p>注1：一定期間の就業後、就業先を退職し、当該製品の担い手として独立開業する意思を有している場合を含む。</p>
(6) 事業承継に関する要件	<p>次に掲げる事項の全てを満たすこと。</p> <p>ア 県内に所在する株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の事業又は個人事業を、佐賀県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて承継し、その代表者となる者であること。</p> <p>イ 令和4年4月1日以降に、事業承継が成立したこと。</p> <p>ウ 支援金の申請日から5年以上、申請者が承継するアの事業を継続する意思を有していること。</p>
(7) 空き家活用に関する要件	<p>次に掲げる事項の全てを満たすこと。</p> <p>ア 市町が設置する空き家バンク制度を活用し、居住することを目的として空き家を取得した者であること。</p> <p>イ 令和4年4月1日以降に、当該空き家を取得したこと。</p> <p>ウ 当該地の空き家の取得後に、当該空き家の所在地に住民票を移したものであること。</p> <p>エ 支援金の申請日から5年以上、居住することを目的として当該空き家を継続して保有する意思を有していること。</p>
(8) 本市が設定する要件	<p>次のいずれにも該当する事業所等に勤務する者で、雇用期間の定めのない正社員であること。ただし、転勤、出向、出張、研修等による</p>

	<p>勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>ア 市と進出協定を締結し、当該協定に基づき、市内に新たに設置された事業所等であること。</p> <p>イ 令和4年4月1日以降に操業を開始し、操業開始から1年以内の事業所等であること。</p>
--	---

別表 3

2人以上の世帯の場合の要件

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- | |
|---|
| <p>ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。</p> <p>イ 申請者を含む2人以上の世帯員が支援金の交付申請日において、同一世帯に属していること。</p> <p>ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも令和4年4月1日以降に本市に転入したこと。</p> <p>エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも支援金の交付申請日において、転入後1年以内であること。</p> <p>オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p> |
|---|

別表 4

区 分	実施主体	人材確保支援策
農 業	各市町	新規就農者育成総合対策（経営開始資金）
漁 業	佐賀県漁業就業者支援協議会	経営体育成総合支援事業（長期研修事業対象者）
林 業	全国森林組合連合会	「緑の雇用」新規就業者育成推進事業（林業作業士研修対象者）
スポーツ	公益財団法人佐賀県スポーツ協会	S S P 選手・指導者佐賀定着支援金
	佐賀県	S S P アスリートジョブサポによる職業紹介

別表 5

産品名	事業者	団体等
伊万里・有田焼	有田町、伊万里市、武雄市又は嬉野市に主たる事業所を有し、伊万里・有田焼の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者	佐賀県陶磁器工業協同組合（登録商社を含む）、肥前陶磁器商工協同組合、佐賀県陶磁器商業協同組合、伊万里・有田焼伝統工芸士会、左項市町の商工会議所又は商工会
	有田町、伊万里市、武雄市又は嬉野市に主たる事業所を有し、伊万里・有田焼の原材料等（陶土、生地、型、溶剤、釉薬、絵具）の製造等を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者	肥前陶土組合、左項市町の商工会議所又は商工会
唐津焼	唐津市、多久市、伊万里市、嬉野市、武雄市、玄海町、有田町又は白石町に主たる事業所を有し、唐津焼の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者	唐津焼協同組合、唐津観光協会、左項市町の商工会議所又は商工会
	唐津市、多久市、伊万里市、嬉野市、武雄市、玄海町、有田町又は白石町に主たる事業所を有し、唐津焼の原材料等（陶土、溶剤、釉薬、絵具）の製造等を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者	左項市町の商工会議所又は商工会
白石焼	右項に掲げる団体に加入する事業者	白石焼陶器組合
諸富家具・建具	同上	諸富家具振興協同組合
小城羊羹	同上	小城羊羹協同組合
神埼そうめん	同上	神埼そうめん協同組合
西川登竹細工	同上	佐賀・長崎竹工販売組合
うれしの茶	右項に掲げる団体に加入する事業者。ただし、うれしの茶を取扱う事	嬉野茶商工業協同組合又は佐賀県茶商工業協同組合

	業者に限る。	
名尾手漉和紙	右項に掲げる事業者	名尾手すき和紙株式会社
鍋島緞通	同上	株式会社鍋島緞通吉島家、吉島伸一鍋島緞通株式会社又は株式会社織りものがたり
肥前びーどろ	同上	副島硝子工業株式会社
浮立面	同上	小森恵雲又は中原恵峰
弓野人形	同上	江口人形店

別表 6

要件別	確認書類
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書の写し（マイナンバーカード、運転免許証等） ・本市の住民票の写し（謄本） ・移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し ・本市の市税を滞納していないことの証明書 （申請者が外国人の場合） ・永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有することを証明する書類の写し
世帯向けの金額を申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の住民票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の本市での住所を確認できる書類） ・移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での住所を確認できる書類）
就職に関する要件に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・就業証明書（就職）
起業に関する要件に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・起業支援金の交付決定通知書の写し
農林漁業に関する要件に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> （農業の場合） ・新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の交付決定通知書の写し （林業の場合） ・就業証明書（漁業・林業） ・「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の研修承認通知書の写し ・「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の研修実施計画書の写し （漁業の場合） ・就業証明書（漁業・林業） ・長期研修支援事業（独立型）実施の認定通知の写し （研修受講後に申請する場合） ・農林漁業研修の受講証明書の写し（受講内容、受講地及び受講期間が確認できるもの）
スポーツ振興に関する要件に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・就業証明書（スポーツ）
事業承継に関する要件に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・事業承継支援証明書（事業承継） ・事業承継の成立を証する書類（契約書、覚書、代表者の変更を証

	する書類、事業計画書等) の写し
伝統工芸等に関する要件に該当する場合	<p>(就業の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業証明書 (伝統工芸) <p>(開業の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は開業届出済証明書の写し ・別表5「団体等」に加入したことを証する書類の写し (研修受講後に申請する場合) ・伝統工芸等研修の受講証明書の写し (受講内容、受講地及び受講期間が確認できるもの)
空き家活用に関する要件に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・本市が設置する空き家バンク活用を証する書類の写し ・空き家取得の成立を証する書類 (契約書、覚書、所有者の変更を証する書類等) の写し
本市が設定する要件に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・就業証明書

様式第1号

鳥栖市長 様

年 月 日

鳥栖市さが暮らしスタート支援金交付申請書

鳥栖市さが暮らしスタート支援金交付要綱第5条の規定に基づき、支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)	人
-------	----	----	------------------------------------	---

支援金の種類	就業	起業	農林漁業	スポーツ
	事業承継	伝統工芸	空き家	市町要件

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

別紙1「鳥栖市さが暮らしスタート支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「佐賀県及び鳥栖市移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、鳥栖市に居住し、かつ、本支援金を申請するために必要な要件を満たす意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業の場合のみ記載）就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
「事業引継ぎ奨励金交付要領」に基づく「移住加算奨励金」の申請の意思について	A. 意思がない	B. 意思がある

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

管理コード（佐賀県及び鳥栖市使用欄）	
--------------------	--

鳥栖市さが暮らしスタート支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 鳥栖市さが暮らしスタート支援事業に関する報告及び立入調査について、佐賀県及び鳥栖市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 申請者及びその世帯員は、以下のいずれにも該当する者ではありません。なお、鳥栖市が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。
 - (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 以下の場合には、佐賀県さが暮らしスタート支援事業実施要領及び鳥栖市さが暮らしスタート支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 支援金の申請日から3年未満に鳥栖市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たさず職を辞した場合：全額
 - (4) 地域活性化等起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 支援金の申請日から1年以内に承継した事業を廃止した場合：全額
 - (6) 空き家の取得、改修等に係る市町の支援制度の交付決定等を取り消された場合：全額
 - (7) 支援金の申請日から3年以上5年以内に鳥栖市以外の市区町村に転出した場合：半額

佐賀県及び鳥栖市移住支援事業に係る個人情報の取扱い

佐賀県及び鳥栖市は、鳥栖市さが暮らしスタート支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、佐賀県及び鳥栖市は、当該個人情報について、移住支援事業の円滑な実施のため、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

年 月 日

鳥栖市長 様

所在地
事業者名
代表者名 ⑩
電話番号
担当者

就業証明書（就職）（支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
職 種	
雇 用 形 態	週 2 0 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係 ※マッチングサイト 掲載求人の場合	3 親等以内の親族に該当しない

鳥栖市さが暮らしスタート支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、佐賀県及び鳥栖市の求めに応じて、同佐賀県及び鳥栖市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号

年 月 日

鳥栖市長 様

所在地

事業者名

代表者名

⑩

電話番号

担当者

就業証明書（漁業・林業）（支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

申請者名	
申請者住所	
申請者電話番号	
活用支援策名	
活用概要	
活用年月日	
就業年月日	

鳥栖市さが暮らしスタート支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、佐賀県及び鳥栖市の求めに応じて、同佐賀県及び鳥栖市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

鳥栖市長 様

所在地
事業者名
代表者名 ⑩
電話番号
担当者

就業証明書（スポーツ）（支援金の申請用）

佐賀県SSPアスリートジョブサポの支援を利用し、下記の者を雇用したことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
競技種目等	
活用した人材確保支援策 いずれかに○を付す	・ SSP 選手、指導者佐賀定着支援金 ・ SSP アスリートジョブサポによる職業紹介
区分 いずれかに○を付す	・ スポーツ選手 ・ スポーツ指導者

鳥栖市さが暮らしスタート支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、佐賀県及び鳥栖市の求めに応じて、同佐賀県及び鳥栖市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

鳥栖市長 様

所在地

事業者名

代表者名

⑩

電話番号

担当者

事業承継支援証明書（事業承継）（支援金の申請用）

下記のとおり、当センターの支援により、事業承継が成立したことを証明します。

記

申請者名	
申請者住所	
申請者電話番号	
事業承継形式	・ 株式譲渡 ・ 事業譲渡
事業承継開始日 (譲渡日)	

鳥栖市さが暮らしスタート支援事業に関する事務のため、申請者への支援状況などの権限を、佐賀県及び鳥栖市の求めに応じて、同佐賀県及び鳥栖市に提供することについて、申請者の同意を得ています。

年 月 日

鳥栖市長 様

所在地

事業者名

代表者名

⑩

電話番号

担当者

就業証明書（伝統工芸等）（支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

申請者名	
申請者住所	
申請者電話番号	
就業年月日	
伝統工芸区分 (産品名)	
所属団体等	

鳥栖市さが暮らしスタート支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、佐賀県及び鳥栖市の求めに応じて、同佐賀県及び鳥栖市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

様

鳥栖市長

鳥栖市さが暮らしスタート支援金交付決定通知書

鳥栖市さが暮らしスタート支援金交付要綱第6条の規定に基づき、以下のとおり支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

支援金 円

(備考)

- 1 鳥栖市は、鳥栖市さが暮らしスタート支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ① 虚偽の申請等をした場合：全額
 - ② 支援金の申請日から3年未満に鳥栖市から転出した場合：全額
 - ③ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ④ 地域活性化等起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - ⑤ 支援金の申請日から1年以内に申請者が承継した事業を廃止した場合：全額
 - ⑥ 空き家の取得、改修等に係る市町の支援制度の交付決定等を取り消された場合：全額
 - ⑦ 支援金の申請日から3年以上5年以内に鳥栖市から転出した場合：半額
- 2 鳥栖市は、鳥栖市さが暮らしスタート支援金交付要綱の規定に基づき、鳥栖市さが暮らしスタート支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、(備考)に定める返還請求を行う場合があります。

管理コード	
-------	--

年 月 日

鳥栖市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

鳥栖市さが暮らしスタート支援金交付請求書

年 月 日付け 第 号で決定通知を受けた支援金について、下記金額を交付されるよう鳥栖市さが暮らしスタート支援金交付要綱第7条の規定により請求します。

記

1 支援金請求額

¥										円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

2 振込指定口座

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・労働金庫 信用組合	本店・支店 支所・出張所
預金種別	普通預金 ・ 当座預金	
口座番号	(口座番号を右詰で記入してください。)	
フリガナ		
口座名義人		

※ 振込指定口座は、申請者本人が口座名義人になっているものに限りません。